

●第2回富田林市地域福祉推進委員会 議事録（概要）

1. 開催日時 … 令和8年7月27日（月）（13時30分～15時30分）
2. 開催場所 … 富田林市役所3階 庁議室
3. 参加者 … 委員（14名）
富田林市社会福祉協議会（1名）
株式会社シティコード研究所（1名）
事務局（増進型地域福祉課）

事務局	1. はじめに ●資料確認 ・次第 ・資料1-1 第4期富田林市地域福祉計画の総括について ・資料1-2 地域福祉計画関係事業一覧 ・資料2 重点施策の総括について ・資料3-1 アンケート調査結果の総括 ・資料3-2 アンケート調査集計結果 ・資料4-1 計画体系骨子（案） ・資料4-2 計画体系骨子案について ・資料4-3 個別施策・事業一覧 ・資料4-4 重点施策イメージ図 ・ご意見シート ●富田林市地域福祉推進委員会の設置目的 富田林市地域福祉計画の策定及び推進について意見を求めるために設置されており、本日は、第4期富田林市地域福祉計画の総括及び、第5期計画策定に向けて、ご意見等をいただくことが主な目的となります。 ●会議成立要件の確認 委員数17名中、本日は委員14名の出席があり、本委員会の設置要綱第4条の規定（過半数の出席で成立）を満たし、会議は成立します。 ●会議の公開について 本日は、「第4期地域福祉計画の総括及び、第5期計画策定に向けた検討」を議題とする予定であり、会議の非公開事由には該当しないとして、公開を提案し、了承されました。 ⇒傍聴希望者なし。
-----	--

委員長	2. 議題 第2回委員会では、第4期地域福祉計画の振り返りと、第5期地域福祉計画の策定に向けた検討を行います。委員会の後半には、5年後の富田林市の福祉の理想の姿を考えるグループワークを実施し、委員それぞれの立場から意見・アイデアを出していただければと思います。 富田林市では、これまで行政計画である地域福祉計画と、民間の活動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定・推進してきましたが、次期計画ではそれぞれの特徴を明確にするため、別々に策定します。計画は分かれるものの、地域福祉は行政と民間のどちらか一方で進めるものではなく、引き続き両者が協働することが必要です。 社会福祉法の規定に基づく地域福祉計画の策定が全国で進められてから、約25年が経過しました。介護の社会化など、大きな目標が掲げられてきた一方で、現在も生活上の不安は十分に解消されていません。富田林市では、第4期計画から「増進型地域福祉」を掲げ、困り事への対応にとどまらず、一人ひとりの幸福と地域の理想を実現する福祉をめざしてきました。次期計画では、今後の5年間でどのような福祉を実現するのかと、地域で実践する皆さんとともに具体化していきたいと考えています。 本日は、計画体系骨子案の細部を直ちに確定するのではなく、今後の計画を豊かにするための種となる意見やアイデアを出していただく場としたいと考えています。 それでは、議案（1）第4期富田林市地域福祉計画について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【事務局報告】 （1）第4期地域福祉計画について ①事務事業の進捗状況・評価の総括について 資料 1-1.2 説明 現行第4期計画に紐づく各課事業の進捗状況を 確認・把握し、今後の施策の方向性を検討するための基礎資料とすることを目的として総括を行います。 総括の方法については、計画期間中の対象となる事業について、毎年度、各担当課で実施する評価を基本施策単位でとりまとめ、改めて各担当課において、評価、確認をしました。対象事業の内訳は、3ページ「基本施策別事業数」のとおり。この間の新規事業や廃止事業を踏まえ、令和7年度に評価した事業数は181事業になっています。各評価の詳細については、資料1-2をご覧ください。 6ページ以降は、基本施策ごとの総括資料となっています。 各項目のとりまとめ方として、（1）取り組み状況については令和4年度から令和7年度までの評価から、計画期間中に新規、拡充、廃止があればそれぞれに割り振り、期間中に継続されていた事業は継続として評価しています。 （2）進捗評価については、計画期間中に変動している場合もありますが、現状に近い令和7年度の評価を期間中の評価として集計しています。進捗評価がD評価となっ

た事業はなく、どの施策においても計画どおり事業の実施、着手がなされています。

(3) 必要性評価については、直近令和7年度の評価を総括的な評価として集計しています。

(4) (5) 目的実現型のアプローチ及び対話的プロセスの項目は増進型地域福祉の評価項目となり、増進型地域福祉の考え方が計画当初からどの程度浸透したかがわかりやすいよう、評価を経年で表示しています。

資料1-1の5ページでは、全181事業のとりまとめを掲載しています。

増進型地域福祉の評価項目である目的実現型のアプローチでは、令和4年度は“評価はなじまない”とするD評価が多かったが、令和7年度にはD評価がマイナス12事業、A評価がプラス33事業となり、対話的プロセスでも、令和4年度はD評価が67事業ありましたが、令和7年度ではマイナス30事業で、AB評価あわせてプラス47事業と大幅に増加しました。

まとめとしまして、計画期間の総括結果より、計画全体として、各施策に挙げられたほとんどの事業が計画どおりに実施されており、また、それらの必要性は高く、継続して実施すべきものと評価されています。元より住民の生活に直結している行政事務はニーズがあり、継続性も高くなる性質がありますが、第4期計画の期間では、各業務の実施にあたり、増進型地域福祉の考え方を全庁的に広げていくことを一つのテーマとし、毎年度の個別施策の評価に取り組んできました。その中、各課での増進型地域福祉の捉え方にばらつきが見られたことから、令和6年度、7年度の評価時には担当課に対し、評価に至った考え方を聞き取り、増進型地域福祉の考え方を改めて説明する機会をもつようにいたしました。結果、担当課での評価の見直しもあり、計画当初の令和4年度に比べ、令和7年度では目的実現型のアプローチ・対話的プロセスの項目で、“評価はなじまない”とするD評価がいずれも概ね半減しており、増進型地域福祉を推進していくうえで、庁内でも一つ一つの対話的行為を継続していくことが肝要であることがわかりました。

今後、次期計画期間においても、引き続き各課への働きかけを行いながら、各担当事業に増進型地域福祉の視点をもって取り組めるよう、全庁的な周知を継続して参る所存です。

第4期地域福祉計画の事務事業の進捗・評価の総括は以上となります。

②重点施策(1.2)の進捗状況・評価の総括について 資料2説明

(スライド2)

重点施策1は、市内16小学校区ごとに開催されている校区交流会議を中心としながら、各校区からの地域の声を聴き、施策形成や社会資源の開発につなげていき、全

庁的な増進型地域福祉を進めていく仕組みです。

(スライド3)

校区交流会議参加者数は前年度において計画値を達成しており、令和4年度と令和7年度を比べても実績値が増えています。

校区担当職員の参加率については、計画値を達成していない年度もあるが高い水準で推移しており、令和6年度に校区担当職員体制を拡充したことで、より高い水準で推移しています。

広聴活動報告数については、計画値を達成していませんが、令和6年度には、校区担当職員事業を通じて把握した地域課題について、増進型地域福祉推進会議において施策検討を行った例もあり、地域と行政をつなぐパイプ役機能が果たされています。

(スライド4)

各年度の委員会評価を抜粋しています。

校区交流会議の継続性の重要さや、地域住民の興味・関心を引き出すような周知広報の強化、校区交流会議の地域住民への浸透等、取り組んでいくべき課題が挙げられています。

また、課題だけでなく、校区交流会議の仕組みが定着してきていることや、校区交流会議を起点とする地域活動が社会課題対策に寄与する可能性等、第4期計画の期間を通じて地域の基盤が整理されてきていることも評価されています。

(スライド5)

第5期計画策定に向けたアンケートから、重点施策Ⅰに関連する部分を紹介します。

今回のアンケートには、「あなたは、市内16小学校区で開催されている「校区交流会議」について、どの程度知っていますか。」という校区交流会議の認知度をはかる質問を設定しました。その質問の回答結果ですが、まだまだ市民の認知度が低いということが明らかになりました。

一方で、福祉関係団体や福祉サービス事業所には認知されてきており、第5期計画において、校区交流会議をどのように周知・広報していくのか、その方向性を示す大きなヒントになっていると思っています。

(スライド6)

重点施策Ⅰの総括です。

第4期計画の始期から間もなくコロナ禍が終息し始めたことで、校区プログラムを含

め、各校区の活動も活発に行われるようになり、次第に校区交流会議は住民主体の地域福祉形成の基盤となりつつあります。そのような中で、校区担当職員数の増加や担当年数の延伸など体制を充実させたことで、出席率はより高くなり、担当職員間の引継ぎも円滑に行われており、これまで累計で50人を超える職員が校区担当職員として参加してきました。

地域づくりがテーマとなる会議に参加して、住民の声を直接聴く貴重な経験を持つ職員が増えることで、市に“増進型地域福祉”がさらに根付き、地域課題の共有から施策化へのプロセスも、さらに円滑化するものと考えられます。実際に、市全域で対応する孤独・孤立対策と健康増進の取組が地域の声から施策化され、校区担当職員が地域と行政をつなぐパイプ役としての機能を果たされました。

一方で、校区交流会議参加者以外への情報発信・アピールという点においては、市民アンケートの結果でも、十分に浸透しているとは言い難い状況となっています。この取組みを“浸透”から次の段階に進めるためにも、多様な意見を得るための多くの住民の同会議への参加は、効果的な評価指標の設定と併せて、次期計画において注力すべき課題となります。

(スライド7)

重点施策2は、住民にとって身近な相談窓口の設置や、分野横断的なネットワークを形成し、包括的な支援体制を構築していく仕組みです。

(スライド8)

校区定点型の福祉なんでも相談窓口設置数については、徐々に広がっていき、令和6年度以降は全小学校区において開設されています。

増進型地域福祉ネットワーク会議開催数も計画値を毎年達成しており、各圏域で、福祉分野横断的な増進型地域福祉ネットワーク構築に向けた会議が開催されています。

増進型地域福祉ネットワーク包括支援会議開催数も、毎年計画値を達成しています。

(スライド9)

委員会評価の抜粋では、福祉なんでも相談窓口の認知度や、相談したい人に情報が届いているのかという周知・広報面、相談窓口へのアクセス、相談へのハードル等の課題が挙げられています。

また、地域でのつながりや見守りから支援につながる仕組みや、支援者が

“増進型”の考え方で支援する意識等、富田林市独自の包括的支援体制の構築に向けた大切なキーワードになっています。

(スライド10)

重点施策2についても、関連するアンケートの結果を紹介させていただきます。

相談窓口の充実に対するニーズに関連する部分では、「あなたは、これからの富田林市の福祉はどのようなことを重点にすべきと思いますか」という質問項目の「気軽に相談できる人・窓口の充実」の選択肢の回答率です。市民、福祉関係団体、福祉サービス事業者等の全ての回答者において、高い割合となっています。

一方で、「福祉なんでも相談窓口」の認知度については、市民向けアンケートにしか掲載していない設問ですが、社協の取組みの中で知っているものを選択していただく質問において「福祉なんでも相談」を選択した割合は低く、「相談」に対するニーズは高いものの、相談窓口自体があまり知られていないという結果になり、この点は、やはり第5期計画においても重要な点になると感じています。

(スライド11)

重点施策2の総括です。

市内3か所の「圏域型福祉なんでも相談窓口」に加え、より身近なものとして、市内16小学校区ごとの「校区型福祉なんでも相談窓口」を定期的に開設するなど、2層の相談支援体制が計画通りに整備されつつあります。さらに、自ら支援を求めることのできない住民が、支援につながる仕組みとして、官民連携の「増進型地域福祉プラットフォーム」を設置しました。相談支援体制に、企業や団体を含めた“地域による見守り”が加わったことで、より多くの声なき声を支援につなげられる体制を整備しました。一方で、「校区型福祉なんでも相談窓口」には、地域住民への周知方法や窓口へのアクセスといった残存課題があり、対応を検討する必要があります。

富田林市独自の包括的な支援体制構築に向け、“属性を問わない相談支援”“参加支援”“地域づくりに向けた支援”を柱に掲げ、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた支援などとの一体的に実施する重層的支援体制整備事業の推進に努め、多機関協働については、効果的な調整機能や支援者支援の役割を果たすため、取り扱う判断基準や連携強化に資するルール等を策定しましたが、個別支援にあたり、支援者が理想の生活に向けた対話と目的実現型のアプローチを基にする意識の浸透について、さらに働きかけていく必要があります。

そのほか、中核機関の設置等の成年後見制度利用促進計画の計画的推進、並びに増進型地域福祉ネットワーク包括支援会議による分野横断的な連携推進など、包

委員長 副委員長 委員長 委員⑭	括的な支援体制の基盤整備を進めました。 事務局からの報告は以上です。 第4期計画の進捗状況、評価ということで、これまで進めてきたものについて、報告がありました。皆さんからご意見やご質問があればお願いします。 各担当課が多数の事業を評価し、増進型地域福祉の視点を庁内に根付かせるために「目的実現型のアプローチ」と「対話的プロセス」を確認してきたことは、非常に意義のある取り組みだと思います。 一方で、個々の事業が実施されていることはわかりますが、基本目標1から4に掲げた理想の地域の姿が、計画期間を通じてどの程度前進したのかは把握しにくくなっています。事業の進捗だけでなく、地域や市民の暮らしがどう変化したかという観点から評価する必要があります。 既存事業を増進型の視点で改善する取組は今後も必要ですが、次期計画をより良いものにするためには、委員のみなさんが現場から見える課題や、今後必要となる事業、実現したい地域の姿を積極的に提案し、計画に反映していくことが重要だと考えます。残された策定期間のなかで、委員の皆さんから充実した意見を出していきたいと思っています。 基本目標の達成状況をどのように捉えるか、委員の意見を次期計画につなげる必要がある、という指摘でした。 委員⑭から、重点施策2について、相談支援体制に関するイメージ図が提出されているため、作成意図と考え方をご説明いただければと思います。 ポイントは、「相談」というものを立体的に捉えることだと思っています。 相談窓口や支援体制は整備されてきましたが、相談件数の増加につながっていない状況があります。市民が相談に至るまでには、心理的・制度的なハードルがあり、深刻な「赤信号」の状態になってから対応するのではなく、困り事が現れ始めた「黄信号」の段階で早期に把握し、支援につなげる仕組みが必要です。 地域には、子ども食堂、居場所、サロン、福祉委員会など、多様な地域活動があり、そういったものが地域や住民に対する一番身近なアンテナだと思います。そういった地域活動の場を、第一次の相談・気づきの場としてとらえ、そこで把握した困り事を「福祉なんでも相談窓口」や CSW 等の第二次相談機関へ、さらに、民間の専門相談機関や
--	--

何らかの地域活動に参加している人は 56.4%ですが、そのうち、企画運営の経験がある人は 26.5%となっています。短時間や単発、得意分野など、段階的に参加できる仕組みが必要だと思われます。

(スライド10)

交流、居場所、相談、見守りの評価がいずれも3割前後かそれ以下で、愛着やあいさつはあるものの、困ったときに支えにつながる具体的な機能は、十分に実感されていないことがうかがえます。

(スライド12)

続いて、暮らしの課題です。

自身について何らかの不安や悩みがある人が 81.5%で、「健康のこと」49.0%、「老後のこと」46.5%、「家計や経済的なこと」26.7%など、不安が複数の分野に広がっています。

(スライド13)

相談先は「家族、友人」が 73.7%と高い一方、行政や専門機関への相談は限られています。相談しやすい方法は、窓口、電話、メールやSNS、訪問に分かれ、18 歳～39 歳では「メールやSNS」が 53.8%です。年代や状況に応じて、複数の相談方法を用意する必要があります。

(スライド14)

福祉サービスの情報を入手できている人は 53.9%ですが、若い世代には届きにくい傾向があります。また、CSWを「知らない」と答えた人が 59.4%など、地域の相談資源は十分に認知されていません。名称だけでなく、何を相談できるのかを生活場面に即して伝えることが重要です。

(スライド15)

権利を守るために必要なこととして、「気軽に何でも相談できる窓口や体制づくり」が 74.6%と最も高くなっています。

(スライド16)

理想の地域像として、高齢者や子どもが安心して生活できる地域が上位となり、重点施策では、健康や生きがい、気軽な相談、安心できる居場所が重視されています。市

民調査からは、暮らしに近い相談・情報の入口と、居場所・見守りを一体的に整える必要性が見えてきます。

次に、福祉関係団体調査です。

(スライド22)

活動上の課題として、「活動メンバーが高齢化している」が68.1%、「一緒に活動するメンバーが少ない」が45.7%となっており、担い手不足が強まっています。

(スライド25)

助け合いを活発にするために必要なこととして、活動費などの資金的援助が45.7%、活動に役立つ情報の把握と活用が44.7%、地域リーダーの育成が40.4%です。

地域団体に役割を求めるだけでなく、活動費、情報、活動場所、担い手づくり、事務負担の軽減など、活動を無理なく続けられる条件を整えることが必要です。

次に、福祉サービス事業等調査です。

(スライド30)

依頼に対してサービスを提供できなかったことがある事業所が63.2%です。主な理由は、新規契約を受け入れる余裕がないことや、希望する日時に利用が集中することです。

人材確保に必要なことでは、「賃金に対する公的支援」が71.7%、「人材の定着・離職防止」が55.7%となっています。人材不足は、事業所の経営上の問題にとどまらず、必要な人がサービスにつなげられないリスクでもあります。

(スライド31)

連携の内容として、困難ケースへの対応が59.6%、情報共有・意見交換が57.7%です。

(スライド32)

利用者・家族から権利擁護等の相談を受けたことがある事業所が61.3%です。

複合的な課題に対応するため、人材確保とあわせて、相談支援機関、事業所、医療、行政、社会福祉協議会が役割分担できる連携基盤を強化する必要があります。

ここからは、3調査を比較します。

(スライド37)

子どもや高齢者が安心して暮らせる地域は、3調査に共通して高くなっています。

一方、「障がい者・障がい児が安心して生活できる地域」は、市民 42.1%に対し、団体 67.0%、事業所 66.0%です。また、「安心できる居場所が充実した地域」も、市民 31.1%に対し、団体・事業所では4割台となっています。実践者や専門職ほど、障がいのある人の安心や居場所を重要な課題として捉えています。

(スライド38)

「気軽に相談できる人・窓口」と「誰もが安心できる居場所」が3調査に共通して回答率が高くなっています。

(スライド39~40)

市民には活動の意義や資源の周知が、団体には活動費や情報が、事業所には情報共有や専門職が求められていることがわかります。校区交流会議を知って参加している割合も、市民は 2.3%にとどまります。既存の資源を市民に届く形で見える化し、相談、居場所、助け合い、専門的支援を一連の仕組みとしてつなぐことが課題です。

(スライド41)

3調査から見える次期計画の課題を4つに整理しています。

第1は、相談・情報・権利擁護を、必要な人に届く仕組みにすることです。第2は、居場所・つながり・見守りを日常生活の中に広げることです。第3は、担い手、地域団体、専門職を支える基盤を再構築することです。第4は、サービス提供基盤、多機関連携、災害時支援を強化することです。

(スライド42)

その具体化として、「くらしの悩み相談」などのわかりやすい入口と、窓口、電話、訪問、SNSを組み合わせること、身近な居場所と見守りを広げること、社会福祉協議会の中間支援機能を生かして団体活動を支えること、人材確保、困難ケース対応、権利擁護を横断的に進めることを示しています。

(スライド43)

市民の生活実感、団体の活動実態、事業所の専門的な問題認識を結び、無理なく続き、必要な人に支援が届く施策体系として具体化することが重要です。これらの結果は、次の議案でご説明する計画体系の4つの基本目標と重点施策につながるものです。

アンケート調査結果の報告は以上です。

②計画体系骨子案について 資料 4-1.2.3.4 説明

前回の委員会でお示しした計画体系案から、アンケート調査の結果や、国・府の動向、第4期計画から継承する増進型地域福祉の推進、本委員会意見等を反映し、案を検討しています。

また、基本理念・基本目標については、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と同じくするため、市と社会福祉協議会で話し合いの場を持ちました。

各項目の変更については、「アンケート結果が直接的な変更要因となったもの」「アンケート結果と国・府の方向性を組み合わせたもの」「国・府の政策・法制度を主な根拠とし、アンケートは補強材料となるもの」「内容を大きく変えない表現整理・体系整理」と、4つの区分で整理しています。

○計画期間について

前回委員会でのご意見も踏まえ、計画期間は5年間とします。

○基本理念について

事務局案としてお示しさせていただく案は「一人ひとりの幸せと多様な地域の理想をともに実現する 富田林」とします。現行計画の理念である「一人ひとりの幸せ」と「地域の理想」を大切にしつつ、今回のアンケートで明らかになった、市民の「多様な暮らし方・関わり方」、そして国・府が重視する「多様な主体の参加・協働」を表現しています。また、「ともに実現する」という言葉に、共創の精神を込めています。

本委員会にてご意見をいただき、地域福祉活動計画推進委員会でもご協議いただき、決定していきたいと考えています。

○基本目標Ⅰ「人と地域がつながり支え合っている」

アンケート調査で明らかになった「居場所」「見守り」「孤独・孤立」といった課題を踏まえ、「支え合い」というワードを加える変更を行いました。

基本施策(Ⅰ)では、アンケート結果で「居場所」が重点項目となったため、これまで

「交流」に内包されていた居場所を基本施策名に位置付けました。また、アンケートにおいて地域活動に参加していない住民が多かったことから、「住民の参加」も本基本施策に組み込んでいます。

個別施策①は、地域活動に参加していない住民のなかでも、校区交流会議には「都合が合えば」と回答している人も一定数いるため、機会の多様化が必要であることから、「人と人、人と地域がつながる多様な機会の提供」と変更しています。

個別施策②は変更ありません。

個別施策③は、主に国・府の人権・包摂の考え方を根拠とする修正です。

基本施策(2)は、市民の「ほどほどの関係」志向や日常の見守りへの評価の低さを踏まえ、「あいさつ」「声掛け」「見守り」といった日常的な関わりと、「孤独・孤立対策」を一体的に取り扱う施策として変更しました。

個別施策①③は変更ありません。

個別施策②は、孤独・孤立対策の趣旨を含みつつ、支援につながる前の予防、早期発見、窓口に来られない人への見守り機能を表現しています。

○基本目標2「地域を支える力が育まれ活かされている」

この基本目標では、担い手の不足・高齢化や、住民の地域参加の少なさを踏まえ、負担の小さい参加も含め、多様な主体の力を育み活かしていく、という視点を加えました。

基本施策(1)は、「担い手」を特定の役割を継続的に担う人に限定せず、まず関心をもつ、学ぶ、短時間参加する等の段階を含め、参加の裾野を広げる表現に改めました。個別施策については、①②ともに変更していません。

基本施策(2)は、アンケート結果から団体内の高齢化、人手不足、活動資金、活動場所等、具体的な課題として挙がってきたことを踏まえ、単なる連携強化でなく、活動の持続可能性を支援する、という内容へ変更しました。

個別施策①は、新組織の立ち上げだけでなく、立ち上げも含めた活動支援を位置付けた項目です。個別施策②は、アンケート結果でも顕著に挙げられた「担い手不足」に該当する個別施策で、担い手の確保・育成に関する項目です。

○基本目標3「必要な時に確実に支援が届いている」

この基本目標では、特に若い世代に情報が届きにくいことや、相談方法の希望が年代で異なること、複合的な生活課題の存在などを踏まえ、支援の前提となる「人」「情報」「切れ目のなさ」を反映しました。相談を受けて終わりではなく、参加・サービス・権利擁護等、へつなく、という内容も含まれています。

基本施策(1)は、情報を発信する量だけでなく、若年層等に届いていない現状を踏まえ、媒体の複線化、アクセシビリティの確保、相談先・居場所・サービスの見える化を重視する基本施策としました。

個別施策①は、主旨は変更していませんが、国の法律用語に合わせ、取得・利用・意思疎通を含む「情報アクセシビリティ」と整理しました。個別施策②は、広報誌やウェブだけでなく、年代や生活場面に合わせた媒体を活用することを示しています。

基本施策(2)は、身近な相談場所への評価の低さや、「気軽になんでも相談できる窓口」へのニーズを踏まえ、「包括的な支援体制の構築」に向けた重層的支援体制整備事業の枠組みに沿って、「属性を問わない相談窓口」「参加支援」「地域づくり支援」を位置付けました。

個別施策①は、属性を問わない相談窓口に該当し、相談者が制度名を選べなくても、暮らしの困り事として受け止め、横断的な連携支援を行うことを示しています。個別施策②は、参加支援に該当し、これまでの施策体系では見えにくかった、本人の希望に沿う居場所、就労、学び、地域活動等へのつなぐ機能を可視化した項目です。個別施策③は、地域づくり支援に該当し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所など、多様な主体による地域づくりを推進する項目となっています。

基本施策(3)「多様な主体によるサービス提供と専門的な人材の育成」は、サービスを提供する側への支援についての項目で、第4期計画から大きく変更はしていません。

個別施策①については変更ありませんが、個別施策②は、人材の育成も含めた後方支援全般を位置付ける項目へ変更しています。

基本施策(4)は、基本施策名に変更ありません。成年後見制度に限定せず、金銭管理や消費者被害、身寄り、意思決定支援等、権利擁護関係全般に関連する基本施策の項目です。

個別施策①は変更ありません。個別施策②は、虐待に暴力が含まれるため、表現を改めました。個別施策③は、これまで掲げていた成年後見制度だけではなく、権利擁護に関連する内容を包括的に取り扱う項目として変更しました。

基本施策(5)「多様な支援ニーズへの取組の充実」は、アンケート結果から、市民の不安が健康、老後、家計、介護、災害等多岐にわたること、また、事業所からも複合的な課題が示されたことから、これらを包括する「多様なニーズ」への支援と表現を改めました。

個別施策①については変更ありません。個別施策②は、法改正により、住まいや就労、家計改善等、自立相談の機能が強化されたことを受け、具体的な内容を示した項目となります。個別施策③は新設項目で、こどもの権利を主体的に捉え、本人と子育て

家庭への相談、居場所、学び、生活支援をライフステージで切れ目なくつないでいく支援を位置付けています。個別施策④は名称に変更ありませんが、アンケート結果からも、再犯防止の取り組みの認知度は決して高くなく、各種地域生活支援と連携して、推進していく必要があります。

○基本目標4「安心して暮らし続けられる環境が整っている」

市民の広範囲にわたる生活不安や、事業所アンケートの自由回答で挙がった災害時や移動に関する課題、国の個別避難計画の強化等を踏まえ、「暮らし続けられる」という視点を加えています。

基本施策(1)は、医療、移動、防犯等、生活を継続するための基盤を一体的に捉えるため、表現を改めました。

個別施策①は、市民の健康不安や、事業所自由回答の通院・入退院・医療同意等の課題を踏まえ、位置付けています。個別施策②は、公共交通や送迎、通院同行、買い物支援等、制度をまたぐ生活課題に応じた移動を横断的に捉える項目と位置付けています。また、「交通安全意識等の啓発」も大きな括りで見ると「移動」に関連する項目であるため、この項目に含めています。個別施策③は変更ありません。

基本施策(2)は、個別施策①②も含めて変更していない項目ですが、避難行動要支援者の支援体制、避難所運営、防災訓練等を位置付けている、住民の災害不安にマッチする重要な項目です。

○重点施策について

重点施策1については、名称の変更無し。

重点施策2については、重層的支援体制整備事業に取り組むことによってめざすべき姿が「包括的な支援体制」であることを明確にするため、一部名称を変更します。

○重点施策のイメージ図について

・重点施策1

前回委員会でのご意見を受け、校区プログラムと校区交流会議の関係性を双方向の矢印で表しました。また、校区交流会議が市の主体的な事業と捉えられないよう、社会福祉協議会の図を少し大きくすることで、市と社会福祉協議会の役割をより明確にするとともに、市が主催者的な見え方の是正を図っています。

・重点施策2

市の支援体制で表示されていないものがある、あるいは民間団体も入っているべきではないかのご意見をいただきましたが、全ての機関を表示すると図として見にくくなっ

委員長	てしまうため、福祉なんでも相談窓口を中心とする圏域支援体制の中で、「市関係機関」とまとめたうえで、「民間事業者・団体」を新たに位置付けました。この変更により、3圏域とも同じ表記となるため、1圏域分のみ表記し、図形を3つ重ねることで、3圏域を表現しています。 事務局からの説明は以上です。 本日は、計画体系骨子案の個別項目について、十分な意見交換を行う時間がないため、意見シートを事務局に提出していただき、次回委員会にて示される修正案や計画素案の審議につなげていきたいと思います。 ここからは、計画をより豊かにするため、「5年後の富田林市の福祉の理想の姿」を考えるグループワークを行います。 ○グループワーク「5年後の富田林市の福祉の理想の姿」 増進型地域福祉は、困り事を解消してマイナスをゼロにすることだけでなく、幸福・ウェルビーイングをつくる考え方です。グループワークにあたっては、「何がない」という表現でなく、5年後に富田林市の福祉が「こうなっていると良い」という具体的で前向きな姿を考えていただくよう、お願いします。 一枚の付箋に一つのアイデアを書き、グループ内で説明・共有した後、関連する意見をまとめ、各グループから発表していただきたい。 第1グループ(スマイル1番) ・「幸福追求権」という言葉が広く知られ、すべての市民が自分なりの幸せを求めることができ、誰もが幸せに暮らせる富田林市になっているとよい。 ・福祉を特別なものとして構えるのではなく、「気づいたら福祉」「うっかり福祉」と感じられるように、日常生活の中で自然に必要な支援につながり、どこでも福祉が生まれる地域になっているとよい。 ・いつでも、どこでも気軽に相談できる「ちょこっと福祉」のような身近な仕組みがあり、小さな困りごとの段階から相談できるとよい。 ・何でも相談できる組織や窓口が確立され、相談内容に応じて必要な福祉サービスや専門的な支援へ円滑につながるとよい。 ・福祉サービス事業所が増え、支援を必要とする人が必要なサービスを利用しやすい環境になっているとよい。 ・障がいのある子どもや高齢者を含め、年齢や属性を問わず、子どもから高齢者まで
-----	---

様々な人が一緒に集まれる居場所が増え、どのような人も排除されない地域になっているとよい。

・映画や祭りを楽しめる場、ほっと一息つける場、女子会、食事会、運動などを楽しめる場があり、目的がなくても気軽に立ち寄れるとよい。

・温泉などを備えた入浴施設があり、健康づくりや余暇を楽しむとともに、人と交流できるとよい。

・お祭りがこれまで以上ににぎやかになり、多様な店舗が出店するなど、地域の行事や活動を通じて人が集まり、まちに活気が生まれているとよい。

第2グループ(ニコニコ)

・公園や地域の既存施設などを活用し、子どもだけでなく大人も集まり、子どもと大人が声を掛け合いながら一緒に楽しく過ごせる場所が増えているとよい。

・子どもが周囲を過度に気にすることなく大きな声を出してのびのび遊び、子どもも大人も笑顔で過ごしているとよい。

・まちの中で隣近所の人が自然に挨拶を交わし、日頃から互いに声を掛け合い、助け合える関係が広がっているとよい。

・学校以外にも子どもが日中を安心して過ごせる場所があり、不登校の子どもが地域の居場所に立ち寄ったときに、「学校に行かず何をしているのか」と責められるのではなく、「よく来たね」と自然に受け入れられる地域になっているとよい。

・コロナ禍以前のように人々が集まり、子ども、若者、子育て世代、高齢者など、様々な世代が自然に交流できる場所が地域の中にあるとよい。

・家族や身近な人と一緒に食事をしたり、飲み物を楽しんだりしながら、会話や交流を楽しめる場所があるとよい。

・自治会や地域活動の新たな担い手が育ち、町内会、祭り、消防・防災に関する行事などに、幅広い住民が参加しているとよい。

・南海トラフ地震等の大規模災害に備え、自分自身で備える「自助」と、地域で支え合う「共助」の仕組みが強化されているとよい。

・移動手段が確保され、年齢や身体状況にかかわらず、誰もが自由に買い物や通院ができ、行動範囲を狭めずに暮らせるようになっているとよい。

・富田林のまちなみ、自然、地域行事、人との交流などの魅力を生かし、一度だけでなく「何度も行ってみたい」と思える地域になっているとよい。

第3グループ(サンサン3)

・困ったときに、「この人、この窓口で相談すればよい」と市民がわかり、気軽に相談で

	きる市役所や地域の仕組みになっているとよい。 ・天候に左右されず、子どもがのびのびと遊べる場所や室内運動施設があり、安心して体を動かせるとよい。 ・年齢を重ねても楽しむことができ、集まったり、働いたり、活動したりすることのできる居場所が身近にあるとよい。 ・隣近所の人々が気軽に声を掛け合い、地元の人同士や子どもたちとの交流が日常的に行われ、顔の見える関係が広がっているとよい。 ・市が開く行事に、障がいの有無や年齢などを越えて誰もが参加でき、地域の様々な人が自然に関われるとよい。 ・福祉委員会など地域福祉活動への登録者や参加者が増え、地域を支える担い手の輪が広がっているとよい。 ・高齢者も子どもも年齢を問わず助け合い、支援する側と支援される側を固定せず、互いに支え合える社会になっているとよい。 ・ボランティアに参加する人も、ボランティアを利用する人も、ともに地域を支える一員として関わり、人とのつながりを持てるとよい。 ・自分に合った仕事や、やりがいを感じられる活動を見つけるために相談でき、本人の希望や得意なことに応じて、仕事、地域活動、ボランティアなどにつながるとうい。 ・活動の仲間を募集し、新たな人が参加することで活動の輪が広がり、参加したい人が入りやすく、継続して関われる環境があるとよい。 ・現在担当している保護観察対象者の保護観察が無事に終わり、一緒に好きなアーティストのコンサートに行ければ良い。 短時間のグループワークでしたが、居場所、交流、移動、相談、地域活動の担い手、防災など、多方面から具体的な意見が出されました。委員の皆さんのご意見については、事務局で整理し、今後の取り扱いについて検討していただくよう、お願いします。 計画体系骨子案等への個別意見については、意見シートで提出をお願いします。なお、次回の委員会では、今回の意見を踏まえた計画素案が示されるため、改めて審議をお願いします。 それでは、進行を事務局にお返しします。
--	---

福祉部長	●部長挨拶 梅川福祉部長より挨拶 委員長、委員の皆さま、貴重なご意見を多数賜り、ありがとうございました。 本日の会議は、第4期計画の総括と第5期計画の体系骨子案が議題でした。次回、10月の委員会では、新しい計画の素案をご審議いただくスケジュールとなっていますが、価値観が多様化している現代にあって、地域福祉の重要性はますます高まっていますので、タイトなスケジュールにはなりますが、引き続き、丁寧に計画策定を進めて参りたいと考えています。 委員の皆さまにはご負担をおかけすることになるかと存じますが、引き続き、ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。
事務局	計画体系骨子案へのご意見については、8/14(金)を締め切りとし、ご意見シートの提出をお願いします。いただいたご意見を踏まえ、事務局にて内容を検討し、委員長、副委員長との調整により、計画体系骨子案を固めて参ります。 ●令和8年度第3回地域福祉推進委員会について 最後に、次回令和8年度第3回の開催につきましては、10月23日(金)13時30分～開催を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。 以 上